

令和2年5月8日(金曜日)



(発信者)  
野々市市 市民協働課 広報広聴係  
電話番号 076-227-6056  
FAX 番号 076-227-6259  
Mail kyoudou@city.nonoichi.lg.jp  
HP <https://www.city.nonoichi.lg.jp>

## コミュニティバス・シャトルバスの減便運行について

新型コロナウイルス感染症の流行下において運転士やバス利用者の感染リスク低減を図り、コミュニティバス・シャトルバスを安定的に運行させるため、以下のとおりコミュニティバス及びシャトルバスを減便して運行します。

### 【実施期間】

令和2年5月16日(土曜日)から当面の間

### 【実施内容】

#### ○コミュニティバス

- (1) 通常1日17便運行のところ、1日11便運行とする
- (2) 通常、4ルートにつき1日6人の運転士での運行を行っているところ  
1日4人体制とし、運転士同士の接触を減らす
- (3) バスの運休時間に車内のアルコール消毒作業を行う

#### ○シャトルバス

- (1) 通常1日8便往復運行のところ、1日6便往復運行とする
- (2) バスの運休時間に車内のアルコール消毒作業を行い、交代で運転する  
運転士同士の感染リスク低減を図る

### 【期間中に運行する便】

コミュニティバス : 1・2・5・6・7・8・12・13・15・16・17

シャトルバス(往復): 1・2・3・6・7・8

### 【その他】

減便対応終了時期及び終了後の再度実施については新型コロナウイルス感染症に関する国や県の動向を注視した上でこれを決めるものとします。

### お問い合わせ先

企画振興部 地域振興課 交通政策係 076-227-6118 押田・多間